

第227回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 令和2年12月23日（水） 午後3時～午後3時42分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 佐野克彦、田崎輝夫、木野綾子、小林みつぐ、藤井たかし、
笠原こうぞう、吉田ゆりこ、星野あつし、有馬豊、石原秀男、
佐藤良雄、嶋村英次、加藤政春、金沢景一、横倉尚、市川明臣、
練馬消防署長、練馬警察署長（代理）
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 0人
- 6 議 案
議案第455号（諮問第455号）東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
変更（東京都決定）
議案第456号（諮問第456号）東京都市計画都市再開発の方針の変更（東京都決定）
- 7 報告事項
報告事項 どんぐり山憩いの森公園の都市計画変更原案について

第227回都市計画審議会（令和2年12月23日）

○会長 皆様、本日は御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から第227回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

それでは、事務局から委員の出席状況等につきまして、報告をお願いいたします。

○都市計画課長 まず、本日の会の運営につきまして申し上げます。

前回と同様に、新型コロナウイルス感染症の予防対策を十分に行った上で実施してまいります。また、窓とドアを開けてございます。多少寒いかもしれませんが、御容赦いただければと存じます。

御発言の際には、マスクを着けたままで結構でございます。幹事も同様にマスクを着用して行ってまいります。マスクが御必要な方は、事務局にお申し付けください。

本日の会の運営は、できるだけ短い時間となるように努めてまいります。幹事からは、案件の説明を簡潔に行いたいと存じますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員の出席状況を御報告申し上げます。

ただ今の出席委員数は17名でございます。当審議会の定足数は13名でございますので、本日の審議会は成立しております。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと存じます。案件表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の案件は、議案が2件、報告事項が1件でございます。本日は、事務局からもお話がありましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できるだけ短い時間となるよう進行したいと存じます。幹事におかれましては、簡潔な説明を、それから委員

の皆様におかれましても、会のスムーズな進行に御協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは初めに、議案第455号、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（東京都決定）について、説明をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、議案第455号をお願いいたします。東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画変更につきまして御説明いたします。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」につきましては、7月7日の当審議会におきまして、都が作成した都市計画変更原案を御報告したところでございます。この度、都市計画の案がまとめられましたので、お諮りするものでございます。

1、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてでございます。前回も御説明しましたけれども、こちらは都道府県が定める都市計画の基本的な方針でございます。区市町村を超える広域的見地から、都市計画の目標ならびに土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるマスタープランでございます。

2、改定の基本的な考え方でございます。考え方について原案から変更はございません。「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映させるため改定するものでございます。目標年次は2040年代、おおむね20年後としているものでございます。

3、原案からの変更内容です。具体的な方針や計画に係る項目については変更がございません。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化を踏まえて、都民・有識者の意見や都議会・都市計画審議会での議論を参考に、都市づくりの方向性などを追加・充実してございます。

別添の参考資料は、概要版でございます。それから、説明資料②ということで本編を添付してございます。

まず、参考資料の概要版をお願いいたします。A3の資料でございます。

原案から変更された部分につきまして、簡単に御説明いたします。赤字になっている部分が、原案から追加・変更された箇所でございます。

第1、改定の基本的な考え方。

1、基本的事項。こちらにつきましては、変更がございません。

2、コロナ危機を踏まえた未来の東京（都市づくりの目標と戦略等）でございます。タイトルが加わっております。

活力あふれる拠点の形成、「人・モノ・情報」の交流、農地等の保全・活用、災害に強い都市の形成、環境負荷の低減、デジタル技術の活用など基本的な方針につきましては、原案から変更はございません。

都市づくりの戦略の赤字のところですが、例えば、社会的に弱い立場の人々を包み込み支える社会、いわゆる包摂的社会的形成、ビッグデータなど先端技術の積極的な活用、リアルとバーチャルを組み合わせ、都市空間における体験や活動をより効果的にする仕組みの構築など、先進的な考え方や取組が加えられました。

右上になります。今回新しい項目といたしまして、新型コロナ危機を契機とした都市づくりの方向性が加わっているところでございます。

まず、一番上、都市の持つ集積のメリットを生かしながら、新しい日常にも対応するサステナブル・リカバリー、持続性のある回復が可能となる都市づくりを標榜^{ぼう}しております。また、上から四つ目になりますけれども、様々な地域で多様な住まい方・働き方・憩い方を選択できる都市づくり。それから、その下、感染症にも配慮したゆとりある共用スペース等を備えた優良なオフィスへの機能更新の充実。中小オフィスビルのストックを活用したリノベーションやニーズに応じた用途転換。それから、一番下になりますけれども、効率性と快適性も兼ね備えた持続可能な都市に向けた長期的観点からの市街地の再構築。このようなものが追加されているということで、新型コロナ危機を契機として生じた社会状況の変化に対応する記載がされているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページになります。

第2、東京が目指すべき将来像でございます。

まず、1、東京の都市構造でございます。こちらにつきましては変更はございません。

それから、2、地域区分ごとの将来像でございます。こちらにつきましても、基本的な考え方の変更はございません。赤字のところになりますけれども、区部中心部、中枢広域拠点域につきましては、国際金融都市を目指す観点から、付加価値を生み出す国際競争力の高い産業に従事するクリエイティブ人材の受入れ環境を充実させること。それから、その下でございますけれども、新都市生活創造域、練馬区等の区部周辺部でございますけれども、共用スペースを備えたシェアオフィス等の整備など、職住融合の拠点の育成を図ることが加えられているものでございます。

一番下の第3、区域区分を定める際の方針につきましても、区部、多摩部、島しょ部とも変更はございません。

もう1枚おめくりください。

第4、主要な都市計画の決定の方針でございます。

土地利用、都市施設、市街地開発事業、災害、環境、都市景観につきまして、東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画の決定の方針がそれぞれ示されているところでございます。

幾つか御紹介させていただきますと、新たな日常におきまして都市の中で重要性を増すオープンスペースの整備。5Gに対応した高速通信網の構築も視野に入れた無電柱化の推進。自転車や歩行者の快適な通行空間の確保。鉄道利用の変化を踏まえた持続可能な輸送サービスの確保や先端技術も活用した輸送力の強化。それから、自転車の利用環境充実など。こういったものが、コロナ禍による社会状況の変化を踏まえて追加されてございます。御確認をお願いします。

つぎに、本編をお願いいたします。

本編におきましても、概要版でお話しした内容等が赤字で記載されてございます。

練馬区に関する具体的な記載につきましても、原案から変更はございません。

前回は御説明しておりますが、練馬区に関わる箇所を御紹介させていただければと存じます。

まず、13ページを御覧ください。

こちらにつきましては、各地域につきまして拠点等の位置付けが記載されております。

重要な地域の拠点として練馬が位置付けられてございます。また、駅周辺の拠点が地域の拠点として位置付けられておりますので、御確認いただければと思います。

続いて、41ページを御覧ください。

交通ネットワークについての記載がございます。交通政策審議会答申において位置付けられた路線、都営大江戸線の記載がございますので、御確認をお願いできればと思います。

それから、74ページをお開きください。

こちらにつきましては、おおむね10年以内に整備する主な都市計画公園ということで、練馬城址公園、石神井公園が記載されております。

また、107ページ、108ページでございますけれども、先ほど御紹介しました区内の拠点について将来像が記載されております。将来のイメージ等が記載されてございますので、変更箇所も含めまして御確認いただければと思います。

説明資料①の2ページにお戻りください。

4、これまでの経過および今後の予定でございます。

本年7月から8月にかけて都市計画原案の公告・縦覧、公聴会が行われ、今回、案がまとめられました。12月2日から16日まで、都市計画案の公告・縦覧、意見書受付が行われたところでございます。年が明けました令和3年1月に区の意見を東京都へ回答いたしまして、東京都都市計画審議会の議を経て、3月に東京都が都市計画変更・告示を行う予定です。

5、議案につきましては、(1)は3ページに都市計画の案の理由書を添付してございます。お目通しいただければと思います。(2)は、先ほど御説明した本編を説明資料②と

して添付させていただいております。

また、6、添付資料ということで、先ほど御説明した概要版をお付けしてございます。

最後に、7、参考として、当方針の位置付けを記載してございます。御確認をお願いします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 説明資料②の62ページ、下から3行目に市民緑地認定制度という制度がうたわれています。練馬区は23区で緑被率が1番ということで誇れるものだと思います。緑地保全、いろいろな防災的な役割、あと地球温暖化についても、そういう対策が非常に必要である、重要であると思っています。市民緑地認定制度という制度の説明と、練馬区さんが活用されているのか。活用されているとすれば、どのように活用されているのか。御説明願えればと思います。

○みどり推進課長 市民緑地認定制度は都市緑地法に定められた制度でございます。一般の都市緑地法の市民緑地は、民間の方がお持ちの土地を区や自治体といった行政が使用貸借でお借りして、それを区が維持管理して、区民の方に利用していただくという制度になります。市民緑地認定制度は、従来の市民緑地とは異なりまして、緑地の保全だけが主な目的ではなく、いわゆる都市公園的な同等機能を果たすような空地も含めて、NPO法人や企業等の民間主体があらかじめ認定を取った上で公園等として管理を受けられるという制度になっております。行政以外の民間も公共空地の創出に関わっていくという形で創設された制度となっております。

なお、この制度の活用事例については、現在、練馬区にはございません。

○委員 今現在はないというお話ですけれども、今後積極的に取り入れていく。要するに、官のみではもう財政的な問題で限界もある。相当昔から言われていますけれども、民と一

緒になって、官民一体となって、そういったお考えで今後やっていく。この制度を活用してやっていくというのは基本方針として変わらないんですよ。

○みどり推進課長 こちらの制度の趣旨は、今御説明したとおりでございます。この制度以外にも、現在東京都を含めて、民間の力も借りながら、みどりを含めて公共空地を増やしていこうという方向性の取組になっております。

区といたしましても、平成31年4月に練馬区みどりの総合計画を定めておりまして、その中で、区だけでなく、民間の協力も得ながらみどりを増やしていくことに取り組むということ掲げておりますが、個別の制度について具体的にどういう形でいうところまでは、区として方針を持っていないというところでございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○委員 こういう時期ですので、余り長い時間を取っては申し訳ないのですけれども、3点ほどお伺いします。

1点目は、東京都が作成した今回の区域マスタープランの改定案は、定期的に改定をする時期にきたので必要なことを変更したのか。それとも、幾つかの環境の変化の中でこの時期に必要ながあって変えたのか。

2点目は、新型コロナ危機を契機としたうんぬんとありますけれども、新型コロナ危機は、現在でも、終息するかどうかをみんなで心配しながら、それぞれのところが頑張っているところです。新型コロナ危機に何かしなければいけないということが東京都の中であるのかもしれないけれども、特に都市計画のように長期的な視点から取り組んでいかなければいけない問題を、本当に長期的な視点に立って何が必要かというのは、普通はもう少し時間が掛かると思います。こう言っでは申し訳ないけれども、新型コロナ危機を踏まえてという話で、中身はほとんどないですよ。何か余裕のある空間のあるビルディングを造っていくのだとか。あるいは、3密を回避するというようなことが、具体的に都市計画でどういう形でするのかもよく分からないし、いずれにしても時期尚早だと思います。

ほかにもいろいろありますが、東京都の方針ですから、当事者がいない中で批判するの

は申し訳ないんですけれども、例えばタイトルですね。また例によって横文字が使われていますけれども、サステナブル・リカバリーなんていうのは和製英語なのか、これが今、世界的な流行語なのかよく知りませんが、中身はそれほど大したことが書いていないんですよ。

最後にお伺いしたいのは、立場上なかなか言えないと思いますけれども、大した中身がないから、練馬区で今後この方針に即して具体的な都市計画を定めるのに大きな支障はない、大きな変更はないという御認識なのか。それとも、これは大変なことだという御認識なのか。それだけ最後に伺って、私の感想を終わりにします。お答えいただける範囲で結構です。

○都市計画課長 委員の感想も含めて御意見を頂きまして、ありがとうございます。

御質問を3点頂いたかと思えます。まず、この計画の改定の時期につきましては、大体10年に1回程度見直しを行っているということでございます。今回の場合も改定の時期が来ていまして、本方針の改定の前段で、都市づくりのグランドデザインという総合的なまちづくりの方針を策定してございます。その方針等を踏まえて、今回のマスタープランを作っているということで、基本的には一定の期間が経過したための改定というところでございます。

2点目の内容についてのお話でございます。後ほど御確認いただければと思いますけれども、基本的には、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の状況を基に、原案として、2040年に向けた東京のまちづくりというものを既にお示ししてございます。先ほど御説明が足りなかったかもしれませんが、全体の方針としては、都市計画の考え方や都市づくりのグランドデザインを踏まえ、全方位的な記載をしているものでございます。

原案に対し、様々な御意見を都民の皆様や有識者の方々から頂いた。都議会、東京都都市計画審議会でも御議論いただいたと聞いてございます。新型コロナ危機を契機として、今後は生活様式も変わってくるだろうという指摘があったということでございますので、この案では、元々この計画の中で掲げたものにつきまして、例えばオープンスペースの確

保、新しい働き方への対応、デジタル化への対応ですとか、新しい生活様式に対応した形で、変更した形で記載していると東京都からも聞いてございます。基本的な内容につきまして、大きな方針はぶれていないと考えてございます。

最後に、練馬区にどのような影響があるかという部分につきましては、先ほども申し上げましたけれども、私どもが練馬区のまちづくりを進めていく方向性と合致していますので、何ら影響がないと考えてございます。東京都全体の方針に沿ってまちづくりを進めていけると考えているところでございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 今お話しいただいたのとほぼ同じで、何でここまで分かりにくい片仮名語を使うのか。例えば、車でハイブリッドというのはよく聞くけれども、ではハイブリッドは日本語ではどういうふうになるか。ガソリンと電気自動車のあいこのみみたいなものでしょう。サステナブル・リカバリー。今、都でこういう文書が作られたんですよと説明を受けたけれども。基本的な事項だから、区の都計審で言えないのかもしれないけれども、こういう押し付けみたいな形は甚だ疑問だなというふうに思います。何かよく分からない、オフピーク通勤って。そんな簡単にみんな使っているのかね。語感は大体分かるよ。通勤時間を外せみたいな感じでしょう。もうちょっと表現の仕方ってあるんじゃないかね。それはそういう意見が強く出たよということで、私はたまたま委員さんから出たから意を強くして申し上げて、私だけではないと思うんだ。そんなふうな意見が強く出たということを入れてもらいたいなと思います。

最後に、参考までにちょっと教えてもらいたいんですけれども、概要版の4ページ、参考附図-9で、大江戸線は引き続き最重要課題ということで位置付けられて安心して、更なる努力をお願いしたいんだけど、たまたま環境影響評価が動いているのが羽田空港アクセス線だよ。これは羽田空港から見て枝が三つになっているじゃない。今もし分かるようだったら、どういう形で動いているのか分かりますか。もし分からなかったら、後でいいんだけど。

○大江戸線延伸推進課長 委員からお話のありました羽田空港アクセス線につきましては、3路線ございまして、JR東日本が環境アセスメントの進捗を進めているところでございます。

3路線の詳しい進捗につきましては、手元に資料がございませんので、後ほど個別に対応させていただければと思います。

○都市計画課長 委員のお話の前段ですが、記載内容につきまして、横文字が多くて分かりにくいではないかという御指摘がございました。2040年代を見据えていることもあり、一般に浸透しているものと、新しく出てきた動きを意味する言葉が組み合わせられていて、一般化していないものもあるかと考えてございます。分かりやすさという部分につきましては、様々な機会を捉えて東京都にも申入れをしていきたいと考えてございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。特にありませんか。

ほかに御発言がなければ、議案第455号につきましてお諮りいたします。

議案第455号につきましては、案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

続きまして、議案第456号、東京都市計画都市再開発の方針の変更(東京都決定)について、説明をお願いいたします。

○都市計画課長 都市再開発の方針の都市計画変更につきまして御説明いたします。

こちらにつきましても、7月の当審議会におきまして都市計画変更原案につきまして報告したところでございます。この度、先ほどの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と同様、都が都市計画案をまとめましたので、お諮りするものでございます。

まず、1、都市再開発の方針についてでございます。

(1) 概要でございます。都市再開発の方針は、都市再開発法に基づき、市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画等の再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付け

たマスタープランでございまして、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として都が定めるものです。

(2) 地区の区分と内容ですが、まちづくりを進めていく地区といたしまして、区内全域が1号市街地として定められております。そのうち、特に計画的なまちづくりが必要な地区を、まちづくりの熟度に応じて、再開発促進地区、誘導地区に指定いたします。1号市街地、再開発促進地区、誘導地区の内容につきましては、ア、イ、ウのとおりとなります。御確認いただければと思います。

また、(3) 地区指定の効果等につきましても、記載のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

2、原案からの変更点でございます。

練馬区内の再開発促進地区および誘導地区の位置付けや記載内容に変更はございません。先ほどの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の修正を踏まえまして、新型コロナ危機や自然災害など社会状況の変化に対応した内容が追加されているものです。

参考資料④をお願いいたします。A4横の資料になります。

2ページでございます。方針全体に関わる基本的事項が記載されております。

5ページ以降は都市計画に定める事項となっており、7ページ、8ページには、23区全体に関わる1号市街地の計画事項が記載されています。追加された部分を赤字・下線で示してございます。先ほどの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と同様の考え方で追記されているものでございます。お目通しください。

説明資料にお戻りいただきまして、2ページになります。

3、これまでの経過および今後の予定でございます。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と同様に、7月の都市計画原案の公告・縦覧、8月の公聴会を経まして、12月2日から16日まで、都市計画案の公告・縦覧、意見書受付が行われました。年明けの1月に区の意見を東京都へ回答いたしまして、東京都都市計画審議会の議を経まして、3月に東京都が都市計画変更・告示を行う予定だと聞いており

ます。

4、議案です。

(1)、3ページは、都市計画の案の理由書です。(2)、4ページから9ページは、変更案の本編。(3)、10ページから11ページになりますけれども、別表-1といたしまして、1号市街地の計画事項。(4)、12ページから22ページ、別表-2といたしまして、区内の再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要。(5)、23ページ、別表-3は誘導地区のおおむねの位置と整備の方向。(6)、24ページから64ページが、再開発促進地区の附図でございます。後ほど御確認ください。

続いて、5、添付資料です。前回は御説明いたしましたけれども、練馬区に関わる部分を簡単に御紹介したいと思います。

まず、(1)新旧対照表でございます。65ページから83ページでございます。

各地区の新旧対照表でございます。65ページの練馬駅周辺地区を見ていただきますと、地区の再開発、整備等の主たる目標、土地利用計画の概要等が記載されています。現行の方針から変更されたところについては下線を引いております。他の地区についてもこのような形で記載されております。

(2)新旧対照総括図。85ページをお開きください。

区内の新旧対照総括図でございます。再開発促進地区、誘導地区につきまして、削除する地区、既定の地区、新規地区を網掛けしております。こちらは前回と変わりはありません。

87ページをお開きください。

区における変更の概要です。現行の方針からの変更の考え方をまとめたものです。既存地区の区域は変更しないことを原則といたしまして、(1)から(3)の考え方によりまして、まちづくりの実施状況や検討状況に合わせて位置付けを整理したものでございます。結果といたしまして、2、変更内容のとおり、再開発促進地区が21地区から28地区に、誘導地区が8地区から5地区になったところでございます。

2 ページにお戻りください。

6、参考といたしまして、当方針の位置付けを記載してございますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御発言がなければ、議案第456号につきましてお諮りいたします。

議案第456号につきましては、案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

これで議案に関する審議は終わりました。

つぎに、報告事項に移ります。

報告事項、どんぐり山憩いの森公園の都市計画変更原案について、説明をお願いいたします。

○みどり推進課長 それでは、報告事項説明資料によりまして、どんぐり山憩いの森公園の都市計画変更原案について御説明いたします。

初めに、1、概要でございます。今回の都市計画変更につきましては、北町七丁目にございます、都市計画道路沿いの貴重な樹林地、約0.18haを、みどりのネットワークの形成と公園機能の向上を図るため、既存の都市計画公園の区域に追加するものでございます。

2、都市計画の変更内容でございます。4ページをお願いします。

東京都市計画公園の変更（練馬区決定）の原案となります。今回変更を行うのは、東京都市計画公園 第2・2・92号どんぐり山憩いの森公園となります。

変更箇所につきましては、中段の新旧対照表を御覧ください。種別、名称、位置につい

ては、変更はございません。区域の追加に伴いまして、面積が約0.26haから約0.44haへと拡大いたします。摘要ということで、今回の変更内容について、区域および面積の変更ということをお明記してございます。

3 ページをお開きください。

今回の都市計画変更の理由につきまして、都市計画の原案の理由書から要点を御説明いたします。

2、理由の中段です。本公園に追加する土地は、クヌギ、コナラなどからなる樹林地で、面積は約0.18haです。このうち約0.12haは昭和52年から市民緑地として広く区民の利用に供しており、緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）において、確保候補地に位置付けられております。こうしたことから、みどりのネットワークの形成と公園機能の向上を図るため、区域を追加する都市計画変更を行うものであります。

5 ページをお願いいたします。

5 ページは、今回の都市計画変更を行う区域の位置図となります。放射35号線を挟んで、北町西小学校の北西すぐの位置となります。

6 ページをお願いいたします。

原案の計画図となります。赤で示した部分が、今回追加する約0.18haの樹林地の区域となります。緑の枠が今回の変更後のどんぐり山憩いの森公園の区域、約0.44haとなります。

7 ページは現況写真となります。後ほどお目通しください。

1 ページにお戻りください。

3、今後の予定でございます。

本日、当審議会へ原案を御報告した後、年が明けまして1月4日から原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付を行います。また、原案説明会を1月14日に開催する予定です。その後、公聴会、東京都知事協議手続を経まして、順調にいけば、5月の練馬区都市計画審議会へ付議させていただきまして、6月の都市計画変更・告示を予定しているものであ

ります。

4、添付資料につきましては、お目通しいただければと存じます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特に御発言がなければ、報告事項を終わります。

これで本日の案件は全て終了いたしました。

最後に、事務局から連絡がございます。

○都市計画課長 次回の都市計画審議会の日程につきまして、御案内いたします。

次回の審議会は、令和3年3月16日、火曜日、午後3時からを予定してございます。

案件につきましては、議案として、上石神井二丁目農業公園の決定などを予定しております。

開催通知は改めてお送りいたします。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

これで本日の都市計画審議会を終わります。

どうもありがとうございました。